重要事項説明書

中町すみれ保育園

中町すみれ保育園　　重要事項説明書

1　事業者　　株式会社 すみれ
代表者の氏名　　田中章生
法人の所在地　　東京都千代田区神田錦町 2-5-16　名古路ビル新館 8 階
法人の電話番号　　0422-28-4775
定款の目的に定めた事業　　1　保育所の経営
2　放課後児童クラブの経営
3　学習教室の経営
4　労働者派遣事業
5　介護関連サービス
6　前各号に付帯する一切の業務
設置者が過去に業務停止命令又は施設閉鎖命令をうけたことがない。

2　施設の目的及び運営の方針

保育理念　　「子どもたちの笑顔のために」

事業の目的　　児童福祉の理念を十分に理解し保育を行う。児童にとって必要なことは何か、求めていることは何かという視点に立ち保育を行う。

運営方針　　施設環境を整え、児童が落ち着いて過ごせ、児童の発育や意欲を促すようにまた安全に過ごせるよう保護者の声に耳をかたむけながら「武蔵野市保育のガイドライン」に沿って保育を行う。

保育目標　　①　丈夫な身体を作り、健康な子どもに育てる。
②　友達と仲良く元気に遊べる子どもに育てる。
③　物を大切にする心を育てる。
④　食を営む力の基礎を培う。

3　保育所の概要
名称　　中町すみれ保育園
所在地　　東京都武蔵野市中町二丁目 5 番 5 号 クロフトコテージ 1 階
開設年月日　　平成 27 年 4 月 1 日
電話・FAX 番号　　電話：0422-38-6220　FAX：0422-38-6221
施設長氏名　　瀧谷　仁子
入所定員　　0 歳児（生後 57 日目より）-6 人　1 歳児-10 人　2 歳児-11 人
3 歳児-11 人 4 歳児-11 人 5 歳児-11 人　計 60 人
職員の職種、員数及び職務の内容
1　施設長　　1 人　―保育・教育の質の向上及び資質の向上に取り組むとともに、職員及び業務の管理をする。
2　主任保育士　1 人　―施設長を補佐するとともに、保育計画の立案や保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。
3　保育士　常勤 14 人　―保育計画及び全体的計画その計画、課程に基づくすべての子ども
非常勤 3 人　　が安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。
4　看護師　　常勤　1 人　―子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。
5　調理員　　常勤　3 人　―子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献

非常勤１人　　立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

6　嘱託医　　１人　―当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに定期健康診断、職員及び保護者への相談・指導を行う。

7　嘱託歯科　１人　―当園の子どもの歯の健康管理を行うとともに、定期歯科健診、職員及び保護者への相談・指導を行う。

取り扱う保育事業の種類　月極保育

職員の研修　　職場内外の研修を受講する

嘱託医	長屋憲	東京都武蔵野市吉祥寺南町 5-12-6
	委託内容	入園前と年２回　児童健康診断　０歳児は毎月１回健康診断
嘱託歯科医	宮嶋大輔	東京都武蔵野市吉祥寺中町 2-6-2　三鷹通りセントラル歯科
	委託内容	年１回　児童歯科検診

4　虐待の防止のための措置に関する事項

1　人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

2　職員による子どもに対する虐待等の行為の禁止

3　虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

4　その他虐待防止のために必要な措置

5　保育、教育の提供中に、職員又は保護者による虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、速やかに児童虐待の防止に関する法律の規定に従い、市役所子ども育成課、児童相談所等適切な機関に通告する。

5　開所日・開所時間及び休所日

開所日　　月曜日～土曜　開所時間　7:30～18:30

延長保育　　18:31～19:15　土曜日は延長なし(満１歳から利用可)

休所日　　日曜日　祝日　年末年始(12/29～1/3)

6　施設の概要　　建物　鉄筋コンクリート造り　　保育園使用面積　276.87 ㎡

施設の内容　　0 歳児室　19.9 ㎡　　1 歳児室　38.82 ㎡　2 歳児室　26.7 ㎡

3 歳児室　29.73 ㎡　　4 歳児室　30.21 ㎡　　5 歳児　35.88 ㎡

トイレ２室（大人用）　１室（幼児用）　便器５コ（女子４コ、男子１コ）

調理室　　１室　　医務室（事務室内）１室

沐浴室　　１室

代替遊戯場　　西久保公園　9,591 ㎡　徒歩 12 分

安全保障　　賠償責任保険 傷害保険　加入（損害保険ジャパン株式会社）

災害共済給付の加入　独立行政法人　日本スポーツ振興センター

7　職員体制

	常勤	常勤者の資格	非常勤	非常勤の資格
施設長	１人	保育士		
主任	１人	保育士		
保育従事職員	14 人	保育士	３人	保育士
看護師	１人	看護師		
調理員	３人	栄養士	１人	

8　保育計画

0 歳児

保育者は、ゆったりとした雰囲気の中で常に一人ひとりの子どもに応答的な支援を行い、信頼関係を築くことを大切にしています。子どもの発達には個性や個人差があることを十分に理解し、それぞれの子どもが持つペースや特性を尊重した保育を行います。こうした支援を通じた保育者との温かい関わりの中で、子どもの心身の成長を促します。

また、衛生的で安全な環境を整え、子ども一人ひとりに合わせた生活リズムを尊重することにより、情緒の安定を支えます。特に初めての集団生活を経験する子どもたちにとって、安定した保育者の支援は重要です。保育者は、子どもが新しい環境に早期に適応できるよう、常に応答的で細やかな配慮を行い、身近な人と親しむ心地よさを感じられるようにします。これにより、子どもたちは安心して集団生活に適応することができます。また保育者は、睡眠時・沐浴・食事の場面などに危機リスクがあることを理解し、場面に応じた予測リスクをしっかり学び改め、予め取り決めた手順を守った介助を行うことに重点をおき安全と健康を守ります。

さらに、保護者の方へ育成方針、日常的な保育活動、行事などを機会とした異年齢交流、食事、安全計画などについて説明すると共に、家庭に子育ての発見を日常的にお伝えしながら、家庭での悩みを共有し、子育てが孤立してしまわないように努めます。保護者との連携を強化し、保護者とともに子どもの成長を支えるための協力関係を築いていきます。保育園での生活が子どもの発達にとって最善の利益をもたらすよう、保育者と保護者が共に取り組み、支え合っていくことを目指します。

1 歳児

1 歳児クラスの子どもたちは、発達に大きな個人差が出てくる中、自己のやりたいことや意見がはっきりするなど感情表出が豊かな時期でもあります。この時期においては、子ども一人ひとりの生活リズムや個性を尊重し、それぞれのペースに寄り添った支援を行うことが重要です。そのため食事、排泄、衣服の着脱といった基本的な生活習慣を身につけようとする中で、保育者は子どもが自分でやろうとする意欲を大切にし、愛情をもって必要な援助をしながら子どものやる気を伸ばすよう努めます。

また、子どもたちが集団生活を楽しみ、グループ遊びや知育活動、行事、異年齢交流などを通じて、協力や調和に触れることも大切にします。この時期の子どもたちは、まだ自己の感情や行動をコントロールする力が未発達なため、安定した保育者との関わりを通して信頼関係を築くことが、社会性の発達を促す基盤となります。そこで、信頼できる保育者との関係の中で、子どもたちは自ら他者と関わる意欲を育み、模倣遊びや創作活動を通じて自己表現を深めていきます。異年齢との交流も積極的に行い、また、そうした日々のやりとりや成長の発見などを家庭にお伝えし、子どもたちの特性を相互に理解しながら、園や家庭での安全対策、食事の際の安全対策、日々の健康、心の成長など子どもに寄り添った子育ての喜びを家庭と園で共有していきます。小集団での活動を意識しつつも、子どもの個性や主張を受け入れ、その成長を見守りながら支援していきます。

2 歳児

子どもたちは、日常生活の中で物の扱い方や行動の仕方など、社会のルールを少しずつ理解し始める時期にあります。周囲の大人の行動や道具の使い方などをよく見て模倣したり、興味を持って自ら試してみようとする姿が見られる歳です。また、手先が思うように動かせるようになるなど、できることや行動の範囲も広がってきます。そうした経験を通して、自分でやってみたことに対して達成感や満足感を覚え、社会とのつながりを感じるようにもなってきます。一方で、思い通りにいかなかったり、他者に自分の気持ちをうまく伝えられず、感情を強く表す場面も増える時期です。

そこで保育者は、日々の生活や遊びを通して、子どもたちの思いに寄り添い、その気持ちを尊重しながら、活動に必要な支援を行います。友だちとの関わり方を丁寧に示し、集団遊びや個々の活動を通して、楽しさや達成感、居心地の良さを感じられるように関わっていきます。そして、行事や遊びなどの中で他者と喜びや悲しみを分かち合う経験を通じて、子どもたちの心の成長を育んでいきます。異年齢や社会と交流するなどからも、他者の様々な意見を知り、他の選択肢もあることを経験していくと心の幅が大きくなっていき、他者や場面の切り替えに柔軟になっていきます。

そのために保育者は、一人ひとりの子どもの特性を尊重し、保育園が家庭の延長のように安心して過ごせる場所となるよう、心身ともに安定して生活できる環境を整えていきます。子どもが自分の気持ちや考えを自由に表現できる充実した園生活を送ることができるよう取り組んでいきます。

3 歳児

この頃の子ども達は毎日の生活の中で様々なことに興味を持ち行動したり、それぞれの思いをもって過ごすことを楽しみます。新しい気づきや自然事象、身の周りで起こった事、人から聞いた事、本や様々な物から知見を得たことなどからも、日々の生活の満足感や充足感を覚えていきます。そのため保育者はそれぞれの子ど

もが今どこに興味を持っているのかなと日々の生活・活動・家庭との連携・遊びの関わりを通して気づき、保育者は子どもの発見や驚きを受け止め、言葉にして共感しながら関わることで、子ども自身の感じたことや考えたことを子ども自身が発する手立てとなるよう、言葉の扱いを大切にし自発的な活動を支えていきます。

それぞれの語彙が増えていき、遊びの中では友だちとの関わりが少しずつ深まり、思いがぶつかる場面も増えていきます。他者の思いにも触れ自分の気持ちとの折り合いをつけていく、そうした経験を通して、社会性の基礎となる力を育んでいけるよう、保育者は子ども同士のやりとりを丁寧に見守り、必要に応じて仲立ちしていきます。保育者は子ども達から自然と手本となるよう、日々の園生活の中で物や言葉を大切に丁寧に扱うようにします。興味と行動の範囲の広がりを考慮し、安全教育を大切にした学びの機会を作り、園で過ごす子ども達が安心できる環境づくりに努めていきます。集団遊びについても、子どもの興味や発達に合わせて少しずつ声をかけるなど無理のない形で参加を促していったり、それぞれの嗜好や特性に応じた遊びの選択ができるようクラスの環境を整えます。

生活面では、衣服の着脱や排泄、食事など、身の回りのことを自分でやろうとする姿が増えてきます。子どもにとってまだ難しいところや自分でやりきろうと思っていても見落としもあるため、一人ひとりの状況に応じて丁寧に援助していきます。また、保護者と、子どもの成長やできるようになったこと、子育ての喜びなどを日々のやりとりの中で共有したり、安全や健康情報の共有を行い、家庭との連携を大切にしたクラスづくりをしていきます。

4 歳児

子どもたちは体の各器官がより成長し体の使い方が巧みになってくる頃にあり、全身を使った運動遊びやそれぞれの体力や嗜好などの特性を活かした各活動を通して、バランス感覚や身体をより巧みに動かすことを好んだり、人の言っていることが理解できるようになり自分の体を意識的により動かすことができるようになっていきます。また戸外に目を向ければ、虫や動植物などの自然に興味を持ち、自然を含めた身近な環境に自ら関わりながら、草花、水、虫、土などの特性にも気づいていったり、それらを使った遊びを創造する楽しさを感じ始めます。想像力は、さらに豊かになって目的をもって「作る」「描く」「試す」といった活動に自ら取り組む姿も出てきて、自分の考えを形にする喜びを感じていくときでもあります。その一方で、活動の中での失敗や期待と違う結果に直面して不安や葛藤を抱くことも増えてきます。そこで保育者は、子どもが自分の思いや考えを調整しながら行動しようとしたり、実際に解決できたときに、また、別の視点や興味に切り替えるなど、子どもの活動への思いを場面ごとに調整していく姿をみとめ、保育者は常に子ども達の考えていること、言葉にできない気持ちの部分を丁寧に汲んだ支援となるよう努めます。そうして園生活をより居心地の良いものとなるように保育者がそれぞれの児の意向に沿った環境に整える中で過ごします。

この頃は周囲の言っていることが理解でき相手の気持ちも分かるようにもなり、言葉を巧みに扱いながら集団の中でのやりとりや協同的な活動を好むことが増えてきます。それに伴って、まだ子どもによって理解できる部分の違いがある頃なので、けんかや意見のぶつかり合いも見られる時ですが、保育者もそういった場面の背景を汲みながらそれぞれの子どもに丁寧に関わることで、子どもたちは少しずつ遊びの決まりやルールの意味に気づき、守ろうとする気持ちが育つようになります。また異年齢とも過ごしたり多彩な行事、周囲との様々なやりとりの中で社会性が培われ、体力や知識を育んでいきます。感情はさらに豊かになるので悲しんだり楽しんだり可愛がったり悔しがったり心の動きの振り幅が大きく、保育者は子どもの状況をよく汲んで接するように介助し、園での日々を楽しんで過ごします。また、保育者は家庭に日々の様子や発見をお伝えし成長の喜びを共有すると共に安全や健康について情報を共有して園と家庭での事故を防ぎ健康を守っていきます。

5 歳児

5 歳児クラスは、個人差はあるものの基本的な生活習慣がほぼ身につき、健康で安全な生活を意識しながら活動を展開することができるようにもなり、より知識を身に付けることや工夫して行うこと、創造する力が広がって個人の様々な能力が一層身についたり伸びていく頃です。運動能力がさらに発達し、楽しんで運動遊びに取り組んだり、仲間とともに活発に遊ぶ姿が見られるようになります。そのため保育者はそれぞれの子どもの特性をよく把握し、子ども達の意向に沿いながら、それぞれに合った方法や過ごし方を支援していきます。また、子ども達の中で、言葉によって共通のイメージをもって遊びを展開したり、同じ目的に向かって集団で協力して行動することが増えたり達成感を感じるようになります。遊びの中で自分たちでルールをつくったり、それを守ることで遊びをより発展させる姿も見られるなど、それぞれの興味に沿った学びや集団活動などを通して他者と育ち合う中で、園生活がより充実したものとなります。　保育者はそれぞれの子どもの園生活が居心地の良いものとなるよう環境を整えたり、子ども達が主体的に話し合って決めていく過程に起こるトラブルや思い、言葉にできない葛藤などに対応し子ども自身が思いを表出できるよう支援していきます。しかしながら、多くの場面に於いては、自分なりに考え、判断したり、時には批判的に捉える力も育ち、友だちとのけんかも自分たちで解決しようとします。その中で相手の気持ちに気づいたり、違いを認め合う姿が見られ、社会生活に必要な基本的な力が身についていきます。さらに、他者の役に立つことに喜びを感じるなど、仲間の一員としての自覚も育っていくようになります。年下のお子さんとの交流を通して慈しむ心を育んだり、年長者と交流して憧れの心や知識を身につけたりと日々の園生活が充実したものとなるよう、保育者は家庭と連携し丁寧な言葉がけや適切な対応を身につけて接します。

就学に向けて多くのことが一人で行え、公共の場で他者の言っていることが理解できるようになるために、大まかな時刻の理解、時計の読み取り方、道路交通ルール、緊急時の身の処し方などを繰り返し教わりながら自立をめざしていきます。

9　毎日の保育の流れ

①　1 日の保育スケジュール

（0 歳児）

7:30　早朝保育、順次登園（視診/検温）
8:30　午前保育開始
およそ 9:30　授乳または水分補給　朝補食　睡眠　遊びなど
10:30　日光浴　外気浴　など
およそ 11:00　離乳食
食後、着替え 遊び
12:00　午後保育開始
睡眠、遊び　など
15:00　授乳または水分補給
補食
遊び
17:00　順次降園
18:30　延長保育開始（満１歳以上）
自由遊び
18:45　延長保育児の水分補給　補食
19:15　延長保育降園

（１歳児～２歳児）

7:30　早朝保育、順次登園（視診、検温）遊び
8:30　午前保育開始
10:00　朝の会（おはようの歌、挨拶、今月の歌）適宜排泄
10:15　お散歩　運動　その他の活動
11:00　給食
12:00　午後保育開始
着替え　適宜排泄　個別活動　睡眠など
15:00　排泄・手洗い
15:30　おやつ　手洗い
遊び・適宜排泄
16:00　帰りの会
17:00　順次降園
18:45　手洗い　延長保育おやつ
自由遊び　適宜排泄
19:15　延長保育降園

（３歳児～５歳児）

7:30　早朝保育、順次登園、挨拶、視診、自由遊び
8:30　午前保育開始
10:00　朝の会（おはようの歌、挨拶、今月の歌）排泄
10:15　戸外活動　運動　その他の活動　適宜排泄
およそ 11:45　給食
12:00　午後保育開始
給食　着替え　排泄　個別活動　休息など
15:00　排泄　手洗い
15:30　おやつ　遊び　適宜排泄
16:00　帰りの会

17:00　　順次降園
18:45　　手洗い　延長保育おやつ
　　自由遊び　適宜排泄
19:15　　延長保育降園

② お散歩コース
西久保公園　井の頭恩賜公園　中央通り公園　もくせい公園など

③ 主な年間行事

4 月　入園式、進級式
5 月　子どもの日
6 月　虫歯予防集会
7 月　たなばた集会、夏祭り
7 月 8 月　水遊び
9 月　警戒宣言に伴う引き取り訓練、運動会
10 月　ハロウィン
11 月　保護者会、保育参観
12 月　クリスマス会
1 月　生活発表会
2 月　節分
3 月　ひなまつり
お別れ会

その他　・お誕生会（毎月）・身体測定（毎月）・健康診断（入所前１回と年２回、0　歳児毎月）
・歯科検診(年 1 回)　・地震避難消火訓練（毎月）
・ 英語であそぼう・リトミック・幼児体操・ダンス・造形教室

10　昼食等について
昼食・おやつ　ご家庭へ献立表の配布(月毎)
アレルギー等への対応　使用する食材の中でアレルギーなどで食べられないものがありましたら、事前にご連絡ください。医師の診断書を基に、除去するなどの対応をとります。
また、お弁当をご持参いただく場合があります。
衛生管理等　集団給食施設届出を保健所に届出（平成 27 年 4 月 1 日）
栄養士及び保育従事職員は毎月細菌検査実施

11　入所時に必要な書類等
1　住所を確認できるもの
2　保護者の連絡先を明確にするもの
3　児童の体調を確認するもの
4　児童の嗜好や生活習慣を知るもの
5　母子手帳

12　保育所と保護者の連絡について
①乳幼児の保育所での状況や家庭と相互連絡し合うために連絡帳を活用します。
体温、食事、排便、きげん、あそび、おぼえたこと、挑戦していること、失敗したことなどの様子をできるだけ詳細に記入してください。
② 月に 1 回、園だよりを配布します。行事予定や共通連絡事項などをお知らせします。

13　保護者の方が用意するもの

①入園時に用意するもの　　布団カバー　バスタオル
②毎日持参するもの　　おしぼりタオル　食事エプロン　着替え　汚れ物入れ

14　保護者会について　　年に 1 回開催予定。必要に応じて開催いたします。

15　運営委員会について　　年に 2 回開催予定。必要に応じて開催いたします。

16　健康診断等について
①健康診断は入所前と年２回嘱託医が検診します。結果については児童表、連絡帳に記載します。
②0 歳児は毎月嘱託医が検診します。結果については児童表、連絡帳に記載します。
③歯科検診は年 1 回嘱託医が検診します。結果については児童表、連絡帳に記載します。
④身体測定は毎月 1 回身長、体重を測定します。結果については児童表、連絡帳に記載します。

17　料金　　利用者負担額(保育料)【2・3 号認定保育料】に基づく
延長料金　　月ぎめ（月額）　2,500 円
1 回利用　　10 分ごとに 100 円
上記料金にはおやつ代、ミルク代を含みます。（1 か月 6,000 円）
当日の保育時間が契約時間を超えた場合は、契約時間外料金が発生します。
＊開園時間を超えた場合は（平日は 19:16 より）30 分毎に 3,000 円

18　支払方法　　利用者負担額(保育料):市へお支払いください
延長料金：現金払い(翌月 15 日まで)

19　利用の開始及び終了に関する事項及び留意事項
1．利用者の決定　　市が行う調整による。
2．退園理由
・2 号、3 号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園含む)
・保護者から退園の申し出があったとき
・利用継続が不可能であると市が認めたとき
・その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

3．留意事項
・欠席する場合又は登園が遅れる場合は契約登園時刻までにご連絡ください。
・お迎えが遅れる場合は、随時の延長保育扱いとなります。
お早めにご連絡ください。
・登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
・感染症について、麻疹、百日咳、水疱瘡、流行性耳下腺炎等の感染症に
かかった後は医師による登園許可書が必要です。
登園許可書は病院にある書式でけっこうです。
・発熱のある場合について熱が 37.5 度以上ある場合はお子様の様子によっては
ご家庭での保育をお願いすることがあります。
・投薬について、医療行為にあたるために行えません。
ぬり薬等の外用薬はおあずかりします。
・随時に延長保育が必要な場合、3 日前までにご連絡下さい。

20　賠償責任保険の加入　　1 事故 10 億円　1 人につき 10 億円　損害保険ジャパン株式会社

21　災害共済加入　　独立行政法人　日本スポーツ振興センター

22　緊急時の対応方法
①保育中に容態の変化等あった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、

お引取りをお願いいたします。

②保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って受診する等のしかるべき対処を行いますので、予めご了承ねがいます。

嘱託医　氏名　長屋憲憲
住所　武蔵野市吉祥寺南町 5-12-6
吉祥寺南町診療所
電話　0422-49-9820

救急隊　管轄消防署名　武蔵野消防署
住所　東京都武蔵野市吉祥寺北町 4-6-11
電話　0422-51-0119

警察署　管轄警察署名　武蔵野警察署
住所　武蔵野市中町 2-1-2
電話　0422-55-0110

23　非常災害時の対策

消防計画作成届出書
平成 27 年 4 月 1 日
防火防災管理者　瀧谷　仁子

避難消火訓練　月 1 回火災、地震を想定した避難消火訓練を実施します。
防災設備　自動火災報知機　誘導灯　消火器
避難場所　武蔵野市立第一中学校　校庭
住所　東京都武蔵野市中町 3-9-5

24　保育内容に関する相談・苦情

相談・苦情受付担当者　各クラス担任
相談・苦情解決責任者　園長
受付方法　面接、文書、電話等の方法で相談、苦情を受け付けます
武蔵野市所轄部署　子ども家庭部子ども育成課
電話　0422-60-1843
子ども家庭部子ども育成課(不適切な保育相談・通報窓口)
電話　0422-60-1919
東京都福祉保健局子供・子育て支援部保育支援課　03-6733-7030

25　第三者委員の設置

山本　直美　株式会社アイ・エス・シー　代表取締役社長　090-2644-5666
大原　宏徳　株式会社空のはね　ラ・プリマブランカえいふく　施設長　03-6304-3245

26　個人情報の取り扱い

①保護者より、口頭もしくは文書により提供を受けた個人情報、また日々の保育を通して得た個人情報を、「児童福祉法」および厚生労働省「保育所保育指針」が示している保育所保育の円滑な実施以外の目的で使用することはありません。

②保護者の同意がない限り、個人情報を第三者に提供しません。ただし、以下は除く(法令に基づく場合・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難であるとき・公衆衛生の向上又は園児の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難な場合・国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務の追行に支障を及ぼすおそれがある場合)

③当園が保有する個人情報について、個人情報保護法に基づく開示、訂正、追加、削除、利用停止、消去、第三者提供の停止または利用目的の通知にかかるご本人からのご請求があった場合

には、ご請求いただいた方が、保護者であることを確認の上、個人情報保護法に従い、適切に対応いたします。

④利用する個人情報を正確かつ最新に保つように努めるとともに、漏洩(ろうえい)滅失、又は毀損(きそん)の防止、その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。また、利用目的を失した個人情報については、法令等に定めのあるものを覗き、確実かつ速やかに消去するものとします。

本書 1　通を作成し、保護者、事業者は記名押印の上、原本を事業者保有し、保護者へはコピーを渡すこととします。

＊チェック✓を入れる

□重要事項説明書の説明を受けました。

□子どもの健康に留意し、感染症に罹患した時は家庭保育いたします。

年　　月　　日

保護者

＜住所＞

＜氏名＞　　印

事業者

＜施設名＞　　中町すみれ保育園

＜施設所在地＞東京都武蔵野市中町二丁目 5 番 5 号　クロフトコテージ 1 階

＜所在地＞　　東京都千代田区神田錦町 2-5-16　名古路ビル新館 8 階

＜事業者＞　　株式会社　すみれ

＜代表者＞　　代表取締役　田中章生　　印